

旅費等の支給に関する規程

[目的]

第1条 この規程は、公益社団法人日本理学療法士協会四国ブロック四国理学療法士会の用務により旅行する役員、局員及び委員等に対して支給する旅費等について必要な事項を定める。

[旅費等の支給の範囲]

第2条 役員、局員及び委員等が本会の用務、または会長の命により旅行をした場合は、旅費等を支給する。

2. 所属施設及び要請者より旅費が支給される場合は、本会からの支給額を下回る場合のみその差額を支給する。
3. 会長が必要と認めた時は、旅費を本会で支給することができる。

[旅費等の計算]

第3条 本規則でいう旅費とは交通費、宿泊費とする。

2. 交通費は公共交通機関または車賃とし、車賃は別に定める。なお、駐車料、有料道路通行料は、要した費用（ETC 割引等を利用した場合もその要した費用）について自己申告した額を支給する。
3. 宿泊費は1泊10,000円を基準として要した費用について自己申告した額を支給する。ただし、車中または船中に宿泊した場合は、宿泊料を支給しないで寝台料金の要した費用について自己申告した額を支給する。
4. 事情によりタクシーを利用する場合には、あらかじめ事務局長と会長の許可を受けなければならない。その際、運賃はそれを証明するものを提出することとする。

[委任]

第4条 この規程に定めのない事項については、連絡協議会の議決による。

[改廃]

第5条 この規程の改廃は、連絡協議会の決議を必要とする。

附則

1 この規程は、平成29年11月25日より施行する。

*車賃について

自動車使用の場合の燃料は往復の距離(km)×30円